

性同一性障害と診断された人が、通称名を健康保険証に記載できるなど、社会保障分野での配慮が始まった。4月からは一定の条件を満たせば、性別適合手術の保険適用も可能になった。一方、年金は性別変更で支給条件が変わったり、介護では介助者との組み合わせで不都合が生じたりすることもあり、老後の安心に向けた課題は多い。

保険証の名前通称も可

厚生労働省は昨年、性同一性障害の人が医師の診断書などを提出すれば、保険証の表に通称名を記載できると都道府県などに通知した。以前から認めていた国民健康保険のほか、協会けんぽ、後期高齢者医療、介護保険でも同様に取扱い。

性同一性障害 心と体質の性が一致しない障害で、肉体的な性別に不快感を持ち、心の性別で日常生活を送ることを望むとされる。医療機関ではカウンセリングなどの精神療法やホルモン療法、性別適合

手術を行う。2004年に性同一性障害特例法が施行され①2人以上の医師による診断②20歳以上③結婚していない④性別適合手術を受けているなどの条件を満たせば、家庭裁判所に請求し、戸籍の性別変更が可能となった。

性同一性障害に配慮



健康保険証を手にする西野明樹さん
—東京都日野市

今年4月からはホルモン治療を受けていないことなどを条件に、性別適合手術が保険適用となり、費用のハードルが下げられた。

女性として生まれ、現在は改名して男性として生活する西野明樹さん(32)は、病院で外見に合わない「由佳」という名前を呼ばれるのが苦痛だった。「自分が女性だと突き付けられること、周囲から奇異な目で見られること、両方がつらかった」



「通称使用で選択肢が広がるのはいいこと」と話す中山貴将さん—新宿区

課題残る老後保障

生活に支障を感じ、西野さん自身は裁判所に申し立てをして男女どちらでも違和感のないような名前を変えた。「家族の希望などで改名できない人もいる。選択肢を広げるという意味で通称使用を歓迎したい」と話す。

東京都内で働く中山貴将さん(45)も性別適合手術を受け戸籍を変える前には、他人の保険証ではないかと疑われ続けた。「トランプルが嫌で、病院に行かず病状が悪化するケースもあり、そうした人には助けになる」

一方で、老後の保障面では不安材料もある。例えば厚生年金の報酬比例部分の支給開始は現在、女性より男性の方が遅い。遺族厚生年金の受給も男女で条件が異なる。

社会保険労務士の中島幸治さんは「女性から男性へ性別変更すると、年金受給の面で不利になることがある。60歳になり年金支給が確定した後なら性別を変えても影響は

ないが、同じ保険料を払ってきても条件が変わることに気を付けてほしい」と話す。

当たり前のように、男女で部屋を分け、入浴介助などをする介護施設でも今後は当事者の希望に応じた対応が求められる。認知症や病気などで意思表示ができなくなった時に不安といった声は少なくない。性的少数者の法律問題に詳しい南和行弁護士は「現場では個別の希望に応じた柔軟な対応が必要。自分の意思を公正証書で残す方法がある」とアドバイスする。共生社会をつくるべくシリアル・マイノリティ支援全国ネットワーク代表理事の原ミナ汰さんは「今の社会保障制度は性別ありきでつくられている」と指摘、「男女ではなく個人単位で保障される仕組みを」と要望した。

性同一性障害の診断を受けた人の保険証氏名変更のイメージ

